

船舶職員及び小型船舶操縦者法の乗組み基準の特例(20条特例)

船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であること等の事由により、法第18条の乗組み基準によらなくても、個々の船舶の実情に応じて、航行の安全上支障がないと認められる範囲内で、適切な配乗を認めることができることとなっている。(法第20条)

